

(別紙)

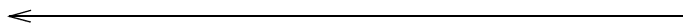
○厚生労働省告示第五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十六条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十二條、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十五条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第二条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額（平成二十四年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年一月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号の表を次のように改める。



都道府県名	一人一月当たりの 食事の額	一人一日当たり の食事の額	一人一日当た りの朝食のみ の額	一人一日当た りの昼食のみ の額	一人一日当た りの夕食のみ の額
北海道	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
青森県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
岩手県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
宮城県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
秋田県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
山形県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二一〇円	二五〇円
福島県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
茨城県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
栃木県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
群馬県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
埼玉県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二一〇円	二五〇円
千葉県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二一〇円	二五〇円
東京都	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二三〇円	二六〇円

奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	神奈川県
一八、六〇〇円	一八、三〇〇円	一八、六〇〇円	一八、九〇〇円	一八、三〇〇円	一七、七〇〇円	一八、〇〇〇円	一八、三〇〇円	一七、七〇〇円	一八、三〇〇円	一八、三〇〇円	一八、九〇〇円	一八、三〇〇円	一七、七〇〇円	一八、〇〇〇円	一八、九〇〇円
六二〇円	六一〇円	六二〇円	六三〇円	六一〇円	五九〇円	六〇〇円	六一〇円	五九〇円	六一〇円	六一〇円	六三〇円	六一〇円	五九〇円	六〇〇円	六三〇円
一六〇円	一五〇円	一六〇円	一六〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	一六〇円	一五〇円	一五〇円	一五〇円	一六〇円
二二〇円	二一〇円	二二〇円	二二〇円	二一〇円	二一〇円	二一〇円	二一〇円	二一〇円	二一〇円	二一〇円	二二〇円	二一〇円	二一〇円	二一〇円	二二〇円
二四〇円	二五〇円	二四〇円	二五〇円	二五〇円	二三〇円	二四〇円	二五〇円	二三〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円	二五〇円	二三〇円	二四〇円	二五〇円

宮崎県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
大分県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
熊本県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
長崎県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
佐賀県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
福岡県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
高知県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
愛媛県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
香川県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二一〇円	二三〇円
徳島県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
山口県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
広島県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
岡山県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二〇〇円	二三〇円
島根県	一八、九〇〇円	六三〇円	一六〇円	二二〇円	二五〇円
鳥取県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二一〇円	二四〇円
和歌山県	一八、六〇〇円	六二〇円	一六〇円	二二〇円	二四〇円

沖繩県	鹿児島県
一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円
六〇〇円	六〇〇円
一五〇円	一五〇円
二一〇円	二一〇円
二四〇円	二四〇円

